
資 料

計画策定経過

平成23年 7月 事業所ヒアリングを実施

7月29日 第24回寝屋川市障害者長期計画推進委員会を開催

8月25日～9月10日

障害福祉サービス等に関するニーズ調査を実施

(有効発送数 2,959通、有効回収数 1,409通、有効回収率 47.6%)

9月30日 第25回寝屋川市障害者長期計画推進委員会を開催

12月20日 第26回寝屋川市障害者長期計画推進委員会を開催

平成24年 2月1日～2月29日

計画(素案)に対する意見等の募集(パブリックコメント)を実施

(意見提出者 5名、意見延べ件数 33件)

3月23日 計画策定に伴う法定協議を終了(府回答)

3月26日 第27回寝屋川市障害者長期計画推進委員会を開催

3月末日 寝屋川市障害福祉計画(第3期計画)を策定

寝屋川市障害者長期計画推進委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第9条第3項に基づき寝屋川市が策定する障害者計画（以下「寝屋川市障害者長期計画」という。）及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づき寝屋川市が策定する障害福祉計画（以下「寝屋川市障害福祉計画」という。）に係る施策の推進並びにこれらの策定に関する意見交換等を行うため、寝屋川市障害者長期計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の求めに応じ、次の各号に掲げる事項について検討し、意見交換等を行う。

- (1) 寝屋川市障害者長期計画及び寝屋川市障害福祉計画に係る施策の推進に関すること。
- (2) 新たな寝屋川市障害者長期計画及び寝屋川市障害福祉計画の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害者の福祉に関し識見を有する者
- (2) 関係機関から推薦を受けた者
- (3) 公募による市民

2 委員の任期は、概ね2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の総数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議は、年1回以上開催する。

(専門部会)

第7条 委員会に、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 専門部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該専門部会の事務を掌理し、当該専門部会における検討の状況及び結果を委員会に報告する。

(資料の提出等の要求)

第8条 委員は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成11年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月9日から施行する。

寝屋川市障害者長期計画推進委員会委員・助言者名簿

(敬称略 五十音順)

	氏 名	役 職 名 等	備 考
委 員	赤 木 正 三	寝屋川市身体障害者福祉会聴力言語障害者部会副会長	
	大 澤 保 夫	寝屋川市精神障害者家族会会長	
	小 澤 加都子	寝屋川市民生委員児童委員協議会副会長	
	岸 谷 洋 子	寝屋川市肢体不自由児(者)父母の会会長	
	北 野 誠 一	N P O法人おおさか地域生活支援ネットワーク理事長	委員長
	朽 見 圭 子	寝屋川市障害児者を守る親の会会長	
	菅 原 智 彦	一般公募委員	
	仲 井 和 夫	寝屋川市身体障害者福祉会視覚部会副会長	
	西 山 晃	寝屋川難病連絡会副会長	
	馬 場 和 子	一般公募委員	
	飛 山 正 弘	寝屋川市障朋会会長	
	平 山 きよし	社団法人寝屋川市歯科医師会副会長	
	梶 田 理	社団法人寝屋川市医師会副会長	副委員長
	向 井 締 一	寝屋川市身体障害者福祉会肢体内部部会会長	
山 村 智 康	寝屋川市障害児者福祉施設協議会会長		
助 言 者	江 口 啓 子	大阪府中央子ども家庭センター企画情報室室長	
	大 西 正 禮	市立すばる・北斗福祉作業所指定管理者 社会福祉法人すばる・北斗理事長	
	芝 田 安 弘	大阪府寝屋川保健所地域保健課長	
	富 田 昌 吾	寝屋川市相談支援機能強化事業ネットワーク推進員	
	村 井 賢 一	社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会常務理事兼事務局長	
	森 下 剛	寝屋川市障害福祉サービス事業者連絡会会長	

寝屋川市障害福祉計画（第2期計画）の進捗状況と課題

（※）数値は小数点以下を四捨五入しているため、達成率や合計が一致しない場合があります。

（1）障害福祉サービスの見込量と実績

①訪問系サービス

自宅での介護・家事援助や外出時の移動支援などを行うサービスとして、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の各サービスに加え、平成23年10月からは視覚障害者の同行援護が、市内・市外の事業所により提供されています。

平成21年度～平成23年度（暫定値）の実績

（単位：1か月あたりの平均時間数・人）

		平成21年度			平成22年度			平成23年度
		実績	目標	達成率	実績	目標	達成率	4～10月実績
身体障害者	居宅介護	4,578	3,729	123%	5,402	3,762	144%	5,930
	[利用者数]	141	113	125%	160	114	141%	169
	重度訪問介護	2,634	3,118	85%	2,657	3,492	76%	3,505
	[利用者数]	21	25	85%	20	28	71%	25
	同行援護							1,776
	[利用者数]						57	
知的障害者	重度障害者等包括支援	337	388	87%	434	388	112%	513
	[利用者数]	2	2	79%	2	2	88%	2
	居宅介護	861	1,000	86%	968	1,050	92%	1,165
	[利用者数]	43	40	108%	48	42	113%	55
	行動援護	221	402	55%	300	546	55%	353
	[利用者数]	7	14	46%	9	19	48%	10
精神障害者	重度障害者等包括支援	469	483	97%	532	483	110%	576
	[利用者数]	3	3	114%	4	3	133%	4
	居宅介護	1,681	1,504	112%	1,832	1,705	107%	1,885
	[利用者数]	103	97	106%	113	110	102%	120
	行動援護	2	15	11%	0	20	0%	0
	[利用者数]	1	3	28%	0	4	0%	0
障害児	居宅介護	755	675	112%	651	698	93%	524
	[利用者数]	30	30	100%	26	31	82%	22
	行動援護	17	32	52%	4	64	6%	13
	[利用者数]	2	2	96%	1	4	23%	1
合計	居宅介護	7,876	6,908	114%	8,852	7,215	123%	9,504
	[利用者数]	317	280	113%	346	297	116%	366
	重度訪問介護	2,634	3,118	85%	2,657	3,492	76%	3,505
	[利用者数]	21	25	85%	20	28	71%	25
	同行援護							1,776
	[利用者数]							57
	行動援護	239	449	53%	304	630	48%	366
[利用者数]	9	19	49%	10	27	37%	11	
重度障害者等包括支援	805	871	92%	966	871	111%	1,089	
[利用者数]	5	5	100%	6	5	115%	6	

【第3期計画での主要な検討課題】

- 障害者自立支援法の改正をふまえたサービス（同行援護、障害児や発達障害者等への支援など）の提供体制（事業者やヘルパー）の確保
- 重度の障害がある人を支援するサービス（重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援）の提供体制（事業者やヘルパー）の確保

②短期入所

介護者が病気などで自宅での介護ができないときや介護者の休息などのために施設に宿泊して介護を行う短期入所は、市内・市外の事業所でサービスが提供されていますが、専門性の高い支援が必要な場合や緊急的な対応などのために、市外の事業所も多く利用されています。

平成21年度～平成23年度(暫定値)の実績

(単位：1か月あたりの平均延べ日数・人)

	平成21年度			平成22年度			平成23年度
	実績	目標	達成率	実績	目標	達成率	4～10月実績
身体障害者	99	125	79%	115	130	89%	139
[利用者数]	21	23	93%	24	24	98%	25
知的障害者	260	354	73%	269	374	72%	262
[利用者数]	35	35	99%	40	37	107%	40
精神障害者	10	20	50%	9	35	25%	9
[利用者数]	2	4	42%	2	7	32%	2
障害児	39	68	58%	32	72	45%	30
[利用者数]	9	15	59%	7	16	41%	5
合計	408	567	72%	426	611	70%	441
[利用者数]	66	77	86%	72	84	86%	72

【第3期計画での主要な検討課題】

- サービスを提供する事業所の確保
- 緊急のニーズに対応できるしくみ（情報共有やコーディネート等）づくり

③日中活動系サービス

障害者自立支援法に基づく新体系のサービスとして、介護給付の生活介護、療養介護、児童デイサービス、訓練等給付の自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）と、平成23年度までは旧法に基づく通所施設や小規模通所授産施設による旧法施設支援が、市内・市外の事業所によって提供されています。なお、自立訓練（機能訓練）と就労継続支援（A型）は市内には事業所がなく、市外の事業所が利用されています。

平成21年度～平成23年度(暫定値)の実績

(単位：1か月あたりの平均延べ日数・人)

	平成21年度			平成22年度			平成23年度
	実績	目標	達成率	実績	目標	達成率	4～10月実績
身体障害者	875	618	142%	1,240	752	165%	1,736
生活介護							
[利用者数]	62	60	103%	80	73	110%	101
自立訓練(機能訓練)	8	42	20%	24	42	56%	38
[利用者数]	1	2	25%	2	2	96%	3
就労移行支援	20	22	90%	11	22	49%	44
[利用者数]	1	1	117%	1	1	75%	3
就労継続支援(A型)	20	0	-	19	0	-	19
[利用者数]	1	0	-	1	0	-	1
就労継続支援(B型)	75	240	31%	151	340	44%	249
[利用者数]	4	12	33%	8	17	47%	14
旧法施設支援	1,306	1,056		894	704		158
[利用者数]	57	48		41	32		7

		平成21年度			平成22年度			平成23年度
		実績	目標	達成率	実績	目標	達成率	4~10月実績
知的障害者	生活介護	3,368	4,360	77%	4,227	5,080	83%	6,090
	[利用者数]	183	218	84%	223	254	88%	313
	自立訓練(生活訓練)	66	31	213%	107	47	228%	65
	[利用者数]	3	2	171%	6	3	186%	3
	就労移行支援	709	961	74%	634	1,108	57%	705
	[利用者数]	39	46	84%	34	53	63%	36
	就労継続支援(A型)	71	44	162%	69	66	104%	31
[利用者数]	4	2	183%	3	3	111%	2	
就労継続支援(B型)	1,182	1,293	91%	2,017	1,632	124%	3,334	
[利用者数]	63	61	104%	105	77	136%	169	
旧法施設支援	5,498	4,246		4,243	3,212		1,267	
[利用者数]	245	193		189	146		48	
精神障害者	生活介護	0	0	-	7	0	-	3
	[利用者数]	0	0	-	2	0	-	0
	自立訓練(生活訓練)	0	0	-	22	0	-	90
	[利用者数]	0	0	-	2	0	-	10
	就労移行支援	180	229	79%	237	267	89%	363
	[利用者数]	13	12	108%	17	14	119%	21
	就労継続支援(A型)	14	0	-	8	0	-	0
[利用者数]	1	0	-	1	0	-	0	
就労継続支援(B型)	524	1,190	44%	982	1,424	69%	993	
[利用者数]	41	61	67%	83	73	114%	85	
旧法施設支援	717	132		143	88		107	
[利用者数]	36	6		7	4		5	
合計	生活介護	4,243	4,978	85%	5,474	5,832	94%	7,828
	[利用者数]	245	278	88%	305	327	93%	415
	自立訓練(機能訓練)	8	42	20%	24	42	56%	38
	[利用者数]	1	2	25%	2	2	96%	3
	自立訓練(生活訓練)	66	31	213%	129	47	275%	155
	[利用者数]	3	2	171%	7	3	237%	13
	就労移行支援	908	1,212	75%	882	1,397	63%	1,112
	[利用者数]	53	59	89%	51	68	75%	61
就労継続支援(A型)	105	44	239%	96	66	146%	50	
[利用者数]	5	2	267%	5	3	178%	3	
就労継続支援(B型)	1,781	2,723	65%	3,149	3,396	93%	4,575	
[利用者数]	108	134	80%	196	167	117%	268	
旧法施設支援	7,520	5,434		5,280	4,004		1,533	
[利用者数]	337	247		236	182		60	
療養介護	(人)	2	1	158.0%	2	1	200%	3
児童デイサービス		182	180	101%	180	180	100%	186
[利用者数]		70	60	117%	69	60	115%	72

【第3期計画での主要な検討課題】

- 支援学校の卒業者、施設や病院から地域生活に移行する人などの新たなニーズに対応したサービス提供体制の確保
- 重度者等のニーズに対応した日中活動の場の確保
- 就労移行支援事業等の有期限のサービス利用者の継続的な確保
- 就労継続支援事業所における工賃向上を推進するための取り組み

④居住系サービス

障害者自立支援法に基づく新体系のサービスとして、介護給付の共同生活介護（ケアホーム）、施設入所支援、訓練等給付の共同生活援助（グループホーム）と、平成23年度までは旧法に基づく入所施設等による旧法施設入所が、市内・市外の事業所によって提供されています。平成21年度～平成23年度（暫定値）の実績（単位：人）※実績は各月の平均

		平成21年度			平成22年度			平成23年度
		実績	目標	達成率	実績	目標	達成率	4～10月実績
身体障害者	共同生活介護	1	1	75%	0	1	8%	0
	施設入所支援	12	17	70%	23	26	89%	33
	旧法施設入所	25	22		14	14		3
知的障害者	共同生活援助	106	104	102%	110	113	97%	115
	共同生活介護							
	施設入所支援	44	54	82%	57	61	93%	71
	旧法施設入所	61	46		47	37		31
精神障害者	共同生活援助	12	19	61%	13	25	51%	14
	共同生活介護							
	施設入所支援	0	1	0%	0	1	0%	0
	旧法施設入所	8	6		7	4		5
合計	共同生活援助	119	124	96%	122	139	88%	129
	共同生活介護							
	施設入所支援	56	72	78%	80	88	91%	104
	旧法施設入所	94	74		67	55		39

【第3期計画での主要な検討課題】

- 施設や病院からの地域移行や家族からの自立等をすすめるうえでの受け皿の確保
- 府営住宅の活用等における府との連携の強化

⑤相談支援（サービス利用計画作成）

地域生活に移行する人や家族等の支援が得られず自分で計画的なサービス調整を行うことが難しい利用者など、特に計画的な支援が必要な人にサービス利用計画を作成する相談支援が、指定相談支援事業所で提供されています。

平成21年度～平成23年度（暫定値）の実績（単位：人）※実績は各年度の実利用者数

	平成21年度			平成22年度			平成23年度
	実績	目標	達成率	実績	目標	達成率	4～10月実績
身体障害者	3	3	100%	4	3	133%	5
知的障害者	2	10	20%	3	11	27%	4
精神障害者	3	7	43%	5	7	71%	9
合計	8	20	40%	12	21	57%	18

【第3期計画での主要な検討課題】

- 障害者自立支援法の改正をふまえた計画相談支援（サービス等利用計画の作成）や地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）等の提供のしくみづくりと体制の確保

(2) 地域生活支援事業の事業量と実績

①相談支援事業

障害者相談支援事業は、市が直接運営する2か所と、三障害に対応した専門性をもつ事業所に委託する3か所の、計5か所の事業所で実施しています。

相談支援事業を適切に実施していくための事業の運営評価とともに、関係機関のネットワークを強化し、障害者支援に関する課題を集約して解決に向けて取り組んでいく自立支援協議会は、全体会、部会、ワーキングチームの会議を適宜開催するとともに、集中的な検討・推進を図るためのプロジェクトチームを設置し、取り組みをすすめています。

相談支援事業の機能を強化するために専門的な職員を配置する市町村相談支援機能強化事業は、1か所の相談支援事業所に委託し実施しています。また、施設や病院から地域生活に移行する人の、住まいの確保などを支援する住宅入居等支援事業（居住サポート事業）も、平成23年度から1か所の相談支援事業所に委託し実施しています。

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度の利用を必要としながら親族等による申立が困難な人に対する市長申立と連動して実施しています。

平成21年度～平成23年度(暫定値)の実績

(単位：か所)

	平成21年度			平成22年度			平成23年度
	実績	目標	達成率	実績	目標	達成率	実績
障害者相談支援事業	5	5	100%	5	5	100%	5
地域自立支援協議会	実施	実施	○	実施	実施	○	実施
市町村相談支援機能強化事業	実施	実施	○	実施	実施	○	実施
住宅入居等支援(居住サポート)事業	未実施	未実施	—	未実施	実施	×	実施
成年後見制度利用支援事業	実施	実施	○	実施	実施	○	実施

【第3期計画での主要な検討課題】

- 障害者自立支援法の改正をふまえた、基幹相談支援センターを含めた相談支援事業の実施体制の充実
- さまざまな課題解決を推進するための自立支援協議会の機能の充実

②コミュニケーション支援事業

聴覚や言語機能に障害がある人の社会参加を推進するよう、手話通訳者と要約筆記者の派遣を実施しています。また、福祉事務所での手話通訳者の設置も実施しています。

視覚に障害がある人の社会参加を促進するための点訳・音訳も実施しています。

あわせて、視覚と聴覚の両方に障害のある人への支援なども含めた多様なニーズに対応した手話奉仕員・要約筆記奉仕員を確保するよう、手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成研修事業を実施しています。

平成21年度～平成23年度(暫定値)の実績

(単位：年間の延べ件数)

	平成21年度			平成22年度			平成23年度
	実績	目標	達成率	実績	目標	達成率	4～10月実績
手話通訳者の派遣	48	46	105%	32	47	67%	35
要約筆記者の派遣(個人派遣のみ)	2	4	40%	0	4	4%	1
手話通訳者の設置(設置人数)	2	2	100%	2	2	100%	2

【第3期計画での主要な検討課題】

- 災害等の緊急時の対応なども含めた多様なニーズに対応した実施体制の確保
- 入院時のコミュニケーションを支援する事業の推進

③日常生活用具給付等事業

介護訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修費の給付を実施しています。

平成21年度～平成23年度(暫定値)の実績

(単位：年間の件数)

	平成21年度			平成22年度			平成23年度
	実績	目標	達成率	実績	目標	達成率	4～10月実績
介護訓練支援用具	17	13	131%	17	13	131%	10
自立生活支援用具	66	93	71%	100	95	105%	53
在宅療養等支援用具	52	55	95%	24	57	42%	8
情報・意思疎通支援用具	41	92	45%	64	94	68%	29
排泄管理支援用具	5,282	5,175	102%	5,370	5,330	101%	2,777
住宅改修費	6	6	100%	3	7	43%	0

④移動支援事業

移動支援事業は、市内・市外の事業者と契約して、個別支援型、グループ支援型、車両移動型のサービスを実施しています。なお、視覚障害によって移動に著しい困難がある人への支援は、平成23年10月より障害福祉サービス(個別支援)の同行援護として実施しています。

また、従事者(ガイドヘルパー)を確保するための養成研修を、障害福祉サービス事業者連絡会と連携して実施しています。

平成21年度～平成23年度(暫定値)の実績

(単位：年間の時間数)

	平成21年度			平成22年度			平成23年度
	実績	目標	達成率	実績	目標	達成率	4～10月実績
身体障害者	47,803	50,208	95%	46,739	50,796	92%	25,139
[利用者数]	164	168	98%	168	170	99%	158
知的障害者	28,427	27,828	102%	31,556	29,568	107%	19,866
[利用者数]	159	144	110%	168	153	110%	181
精神障害者	2,323	1,908	122%	1,933	2,544	76%	1,016
[利用者数]	9	6	153%	8	8	94%	7
障害児	18,917	16,884	112%	18,854	17,256	109%	11,733
[利用者数]	106	89	119%	113	91	124%	123
合計	97,469	96,828	101%	99,081	100,164	99%	57,754
[利用者数]	438	407	108%	457	422	108%	273

【第3期計画での主要な検討課題】

○重度者や障害児の利用の促進と対応できるヘルパーの確保

⑤地域活動支援センター事業

多様なニーズに対応した日中活動の場となる地域活動支援センター事業は、精神障害者への相談支援や日中活動支援を行うⅠ型と、従来のデイサービスの機能をもつⅡ型を、身体障害者福祉センター、東障害福祉センターおよび市内の事業所に委託して実施しています。

平成21年度～平成23年度(暫定値)の実績

(単位：か所・人)

	平成21年度			平成22年度			平成23年度
	実績	目標	達成率	実績	目標	達成率	4～10月実績
地域活動支援センター	4	4	100%	4	4	100%	4
[利用者数]	183	178	103%	191	178	107%	188
Ⅰ型	1	1	100%	1	1	100%	1
Ⅱ型	3	3	100%	3	3	100%	3

【第3期計画での主要な検討課題】

○重度者等のニーズに対応した日中活動の場の確保

⑥その他の事業【任意事業】

介護者が一時的に介護ができないとき（昼間）の支援や日中の活動の場として、市内・市外の事業所と契約して、日中一時支援事業を実施しています。

家庭の浴槽での入浴が困難な人に、移動入浴車で訪問してサービスを提供する訪問入浴サービス事業を実施しています。

社会参加促進事業としては、スポーツ・レクリエーション教室開催等事業、点字・声の広報発行事業、手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成研修事業、自動車改造助成事業を実施しています。

また、更生訓練（就労移行支援、自立訓練、旧法施設支援）を受けている身体障害者の自立を促進するための更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業も実施しています。

平成21年度～平成23年度（暫定値）の実績

	平成21年度			平成22年度			平成23年度
	実績	目標	達成率	実績	目標	達成率	4～10月実績
日中一時支援事業 (回)	2,452	2,885	85%	2,004	2,972	67%	1,239
訪問入浴サービス事業 (回)	170	262	65%	105	270	39%	125
自動車改造助成事業 (件)	2	5	40%	7	8	88%	0

【第3期計画での主要な検討課題】

○児童福祉法の改正をふまえた、障害児の日中活動等の場（児童発達支援、放課後等デイサービス等）の確保

(3) 地域生活への移行・一般就労への移行に関する目標と実績

①施設・病院から地域生活に移行する人の目標

平成21年度～平成23年度（暫定値）の実績

（単位：人）

	平成21年度			平成22年度			平成23年度
	実績	目標	達成率	実績	目標	達成率	4～10月実績
施設から移行	3	6	50%	1	6	17%	1
平成18年度からの累計	25	27	93%	26	33	79%	27
病院から移行	2	5	40%	0	5	0%	0
平成18年度からの累計	10	17	59%	10	22	45%	10

【第3期計画での主要な検討課題】

○自立支援協議会を通じた連携による支援のしくみと地域の資源やサービスづくり
 ○地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の推進
 ○家族からの自立なども含めた、多様な地域生活を支援するしくみづくり

②福祉施設から一般就労に移行する人の目標

平成21年度～平成23年度（暫定値）の実績

（単位：人）

	平成21年度			平成22年度			平成23年度
	実績	目標	達成率	実績	目標	達成率	4～10月実績
一般就労に移行	5	15	33%	11	20	55%	22

【第3期計画での主要な検討課題】

○自立支援協議会を通じた就労を総合的に支援するしくみづくり
 ○就労移行支援事業等を効果的に推進するしくみづくり
 ○企業等との連携による就労の場の確保

障害福祉サービス等に関するニーズ調査の結果

調査の実施概要

1. 調査の目的

寝屋川市障害福祉計画（第3期計画）の策定にあたり、障害のある市民のニーズや意見を幅広く把握し、計画に反映するために実施しました。

2. 調査の方法

(1) 対象者

障害福祉サービス等のニーズを的確に把握するとともに、障害者支援に関する幅広いニーズを把握するために、下記のとおり調査票Aと調査票Bを用いて、合計約3,000人を対象として実施しました。

【調査票A】障害福祉サービス等の支給決定者（全員）

平成23年8月1日現在で、障害福祉サービス、地域生活支援事業の支給決定を受けている市民全員（1,829人）を対象としました。

【調査票B】上記以外の身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の所持者（抽出）

平成23年8月1日現在で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している市民のなかから障害別の手帳所持者数を勘案し、下記の割合で約1,200人を抽出しました。

* 障害児（0～17歳）

・身体障害、知的障害、精神障害のいずれも手帳所持者の30%

* 青壮年期の障害者（18～64歳）

・身体障害、知的障害、精神障害のいずれも手帳所持者の15%

* 高齢期の障害者（65歳以上）

・肢体不自由は手帳所持者の3%

・肢体不自由以外の身体障害は手帳所持者の5%

・知的障害、精神障害は手帳所持者の15%

(2) 実施方法

郵送によって配付・回収を行う、自記式質問紙法で実施しました。

(3) 実施時期

平成23年8月1日を基準日としました。

調査票は8月25日に発送し、9月10日を返送の期限としましたが、9月末日までに到着した分は有効として集計に加えました。

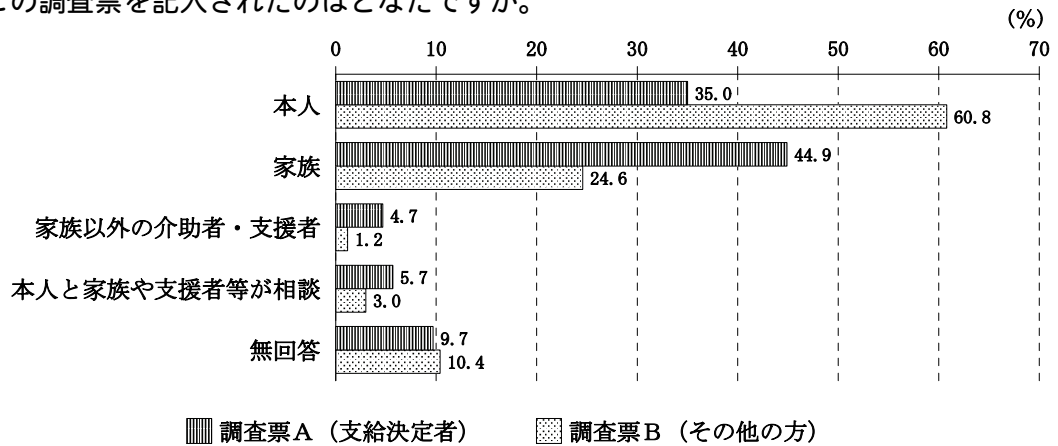
(4) 回収状況

調査の発送数、回収数および有効回答率は下記のとおりです。

	発送数	有効発送数	回収数	有効回答数	有効回答率
調査票A	1,829通	1,818通	918通	917通	50.4%
調査票B	1,177通	1,141通	493通	492通	43.1%
合計	3,006通	2,959通	1,411通	1,409通	47.6%

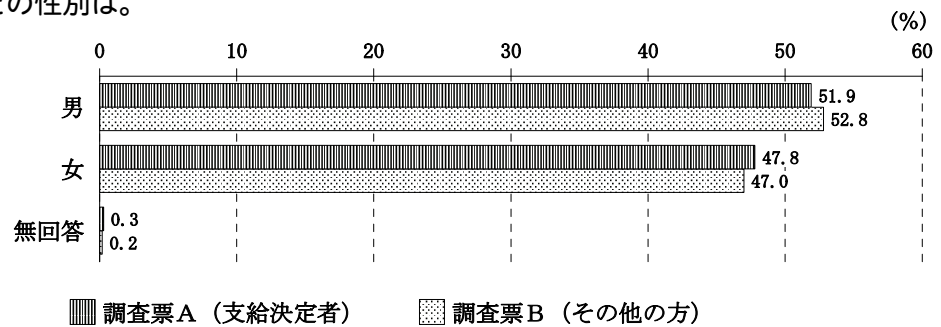
調査結果の概要

問1 この調査票を記入されたのはどなたですか。

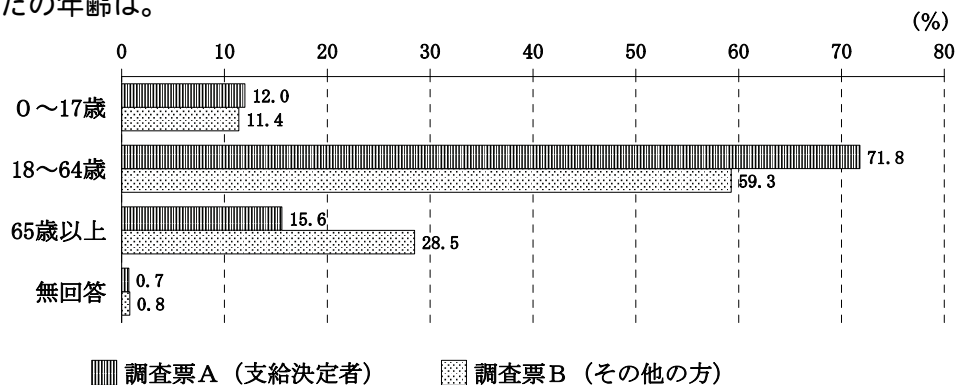


最初にあなたご自身の障害や生活における介助・支援等の状況についてお聞きします。

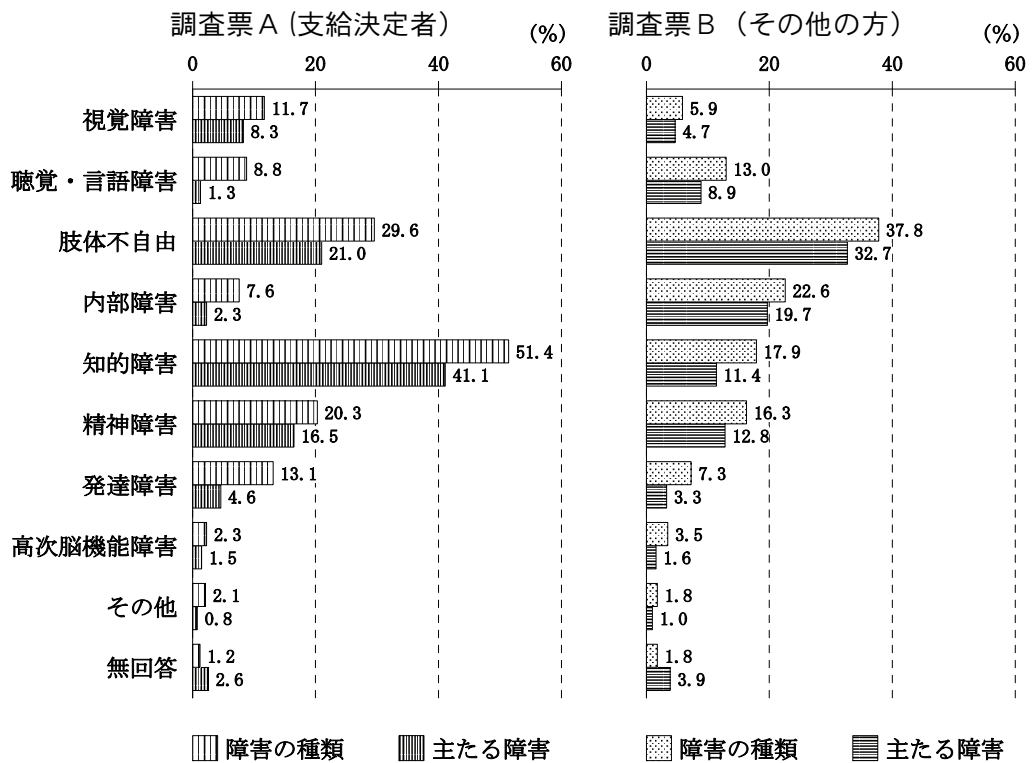
問2-① あなたの性別は。



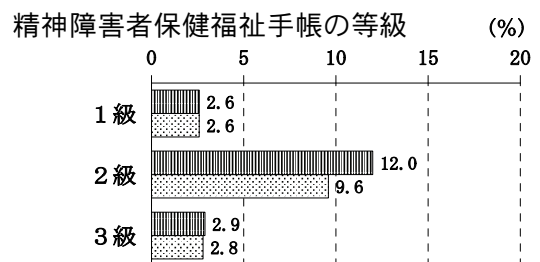
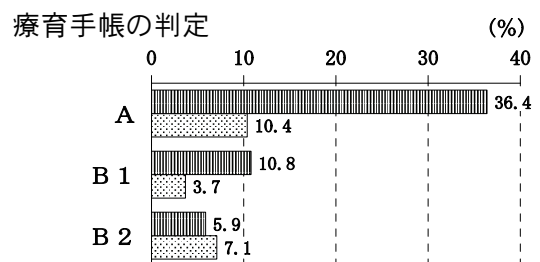
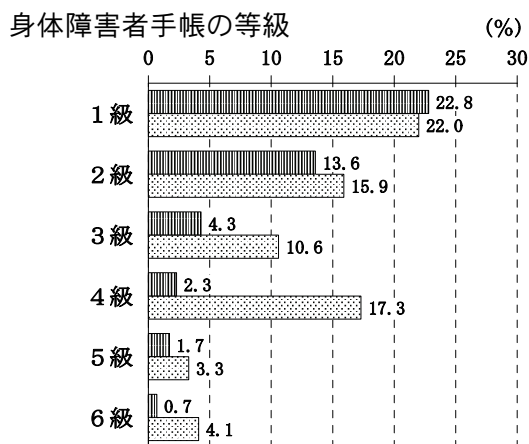
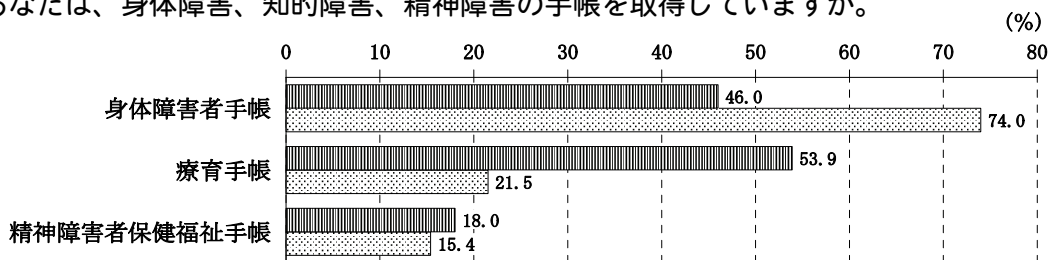
問2-② あなたの年齢は。



問3 あなたの障害の種類は。(あてはまるものすべて)
そのうち、もっとも主たる障害は。

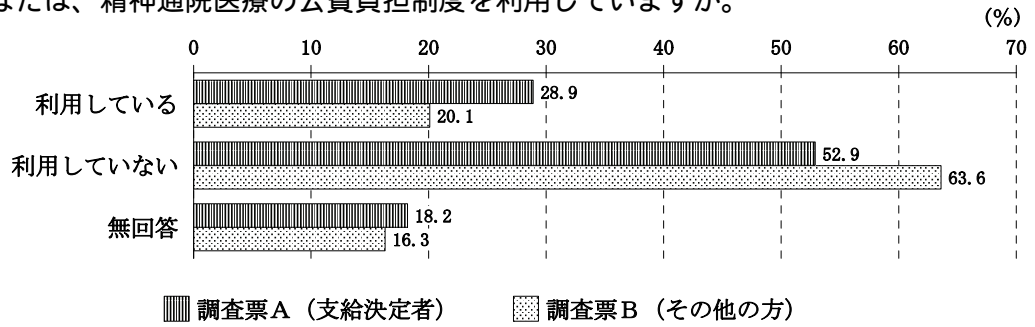


問4 あなたは、身体障害、知的障害、精神障害の手帳を取得していますか。

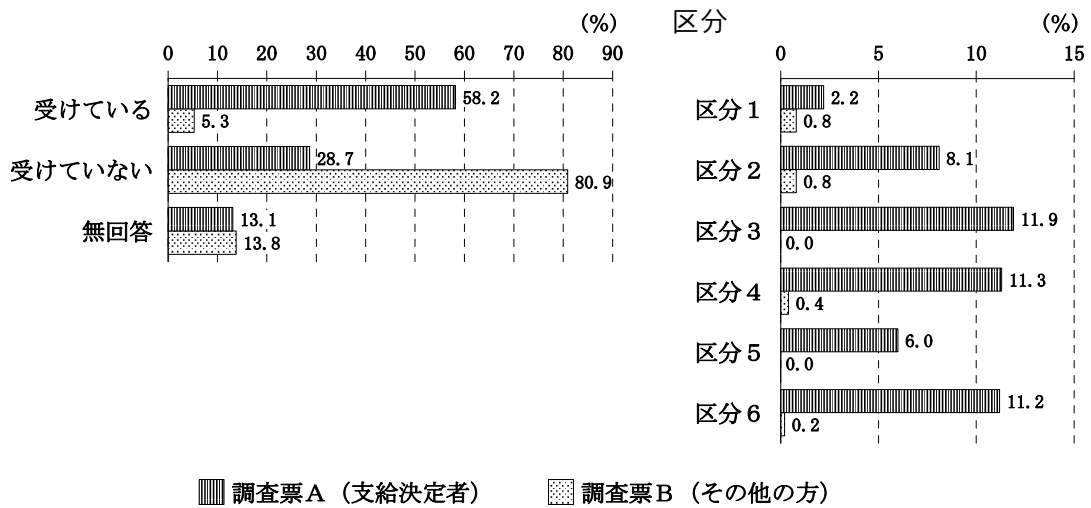


調査票 A (支給決定者) 調査票 B (その他の方)

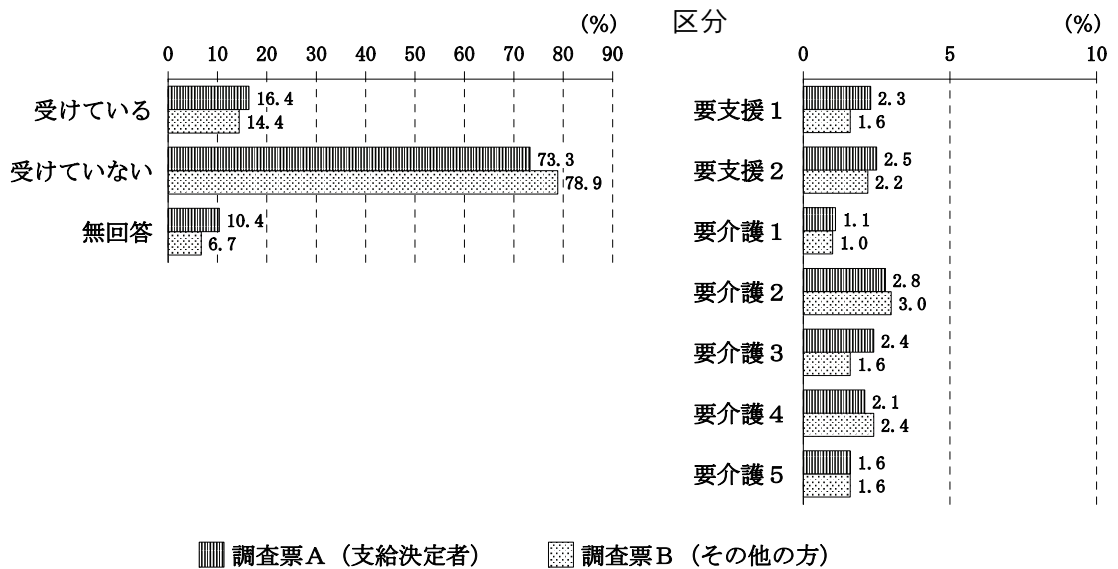
問5 あなたは、精神通院医療の公費負担制度を利用していますか。



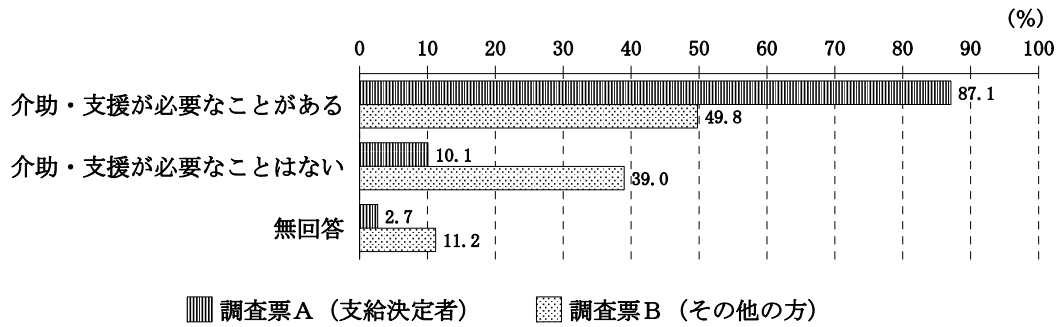
問6 あなたは障害福祉サービスを利用するための「障害程度区分」の認定を受けていますか。



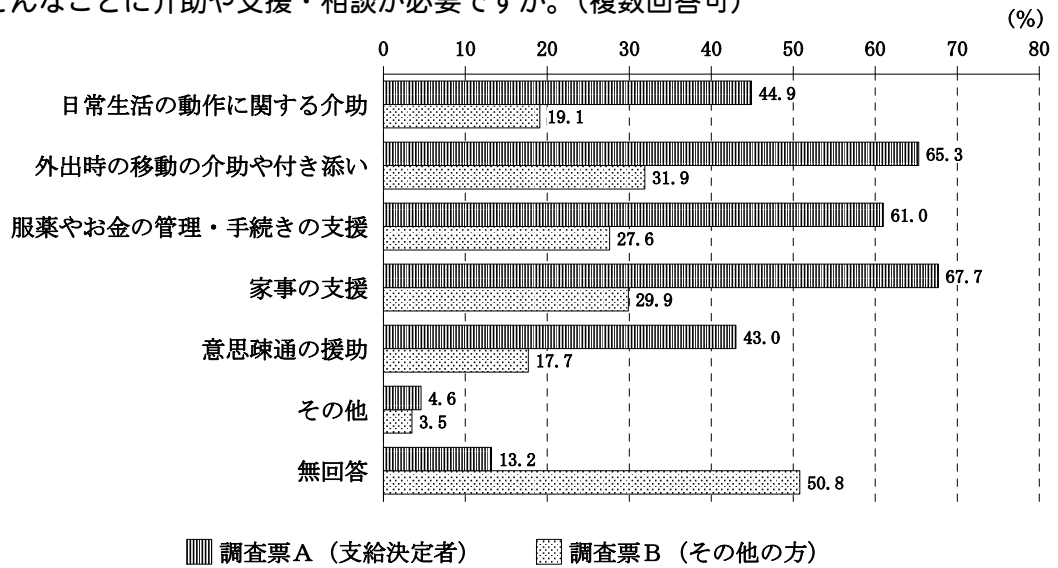
問7 あなたは介護保険の要介護認定を受けていますか。



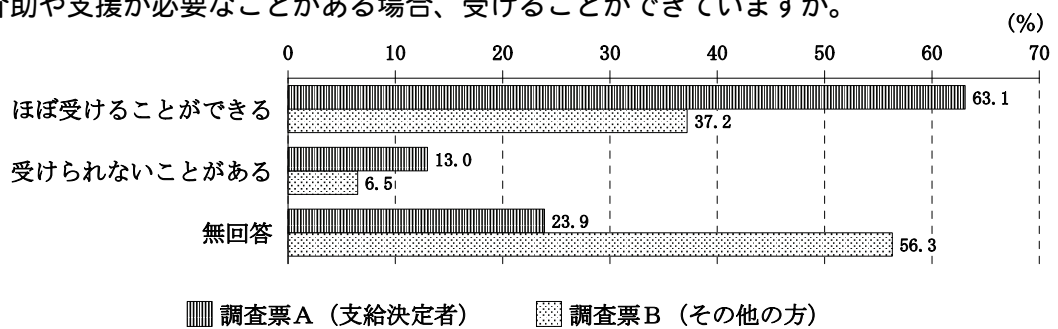
問8 あなたは、日常生活のなかで、障害のために一人では十分にできないので、だれかの介助や支援（相談にのってもらふことなども含めて）が必要なことがありますか。



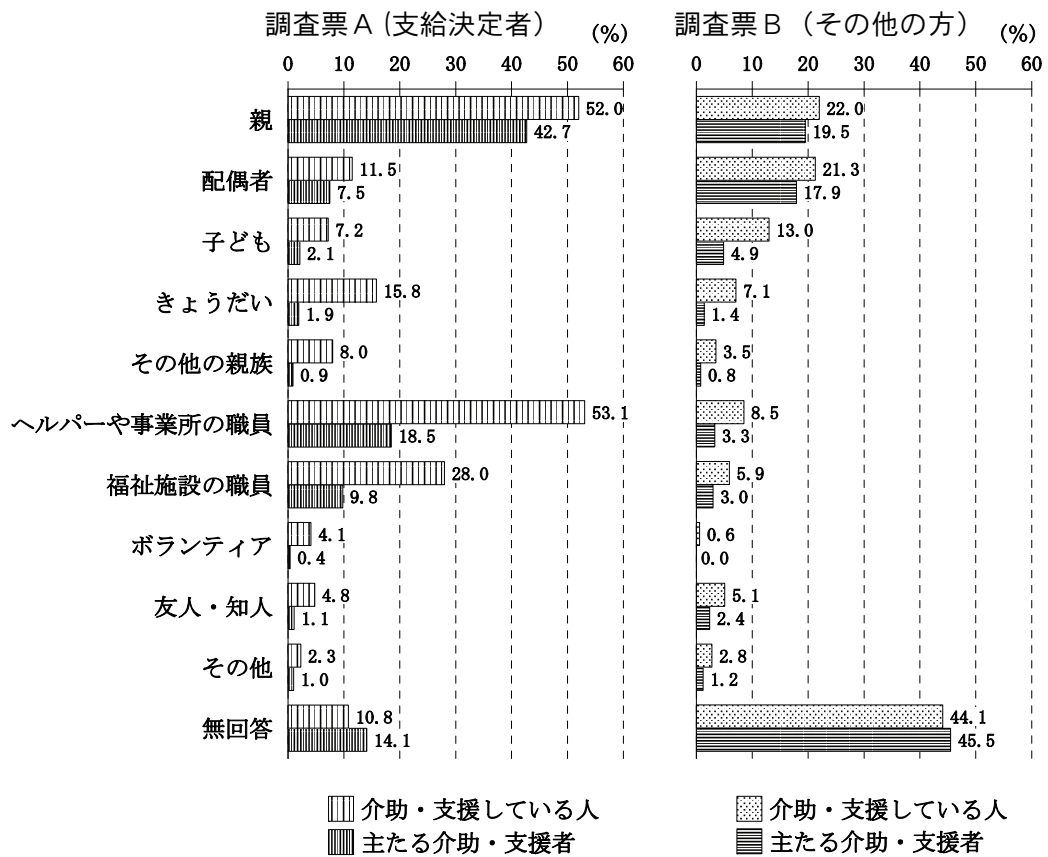
どんなことに介助や支援・相談が必要ですか。（複数回答可）



問9 介助や支援が必要なことがある場合、受けることができますか。

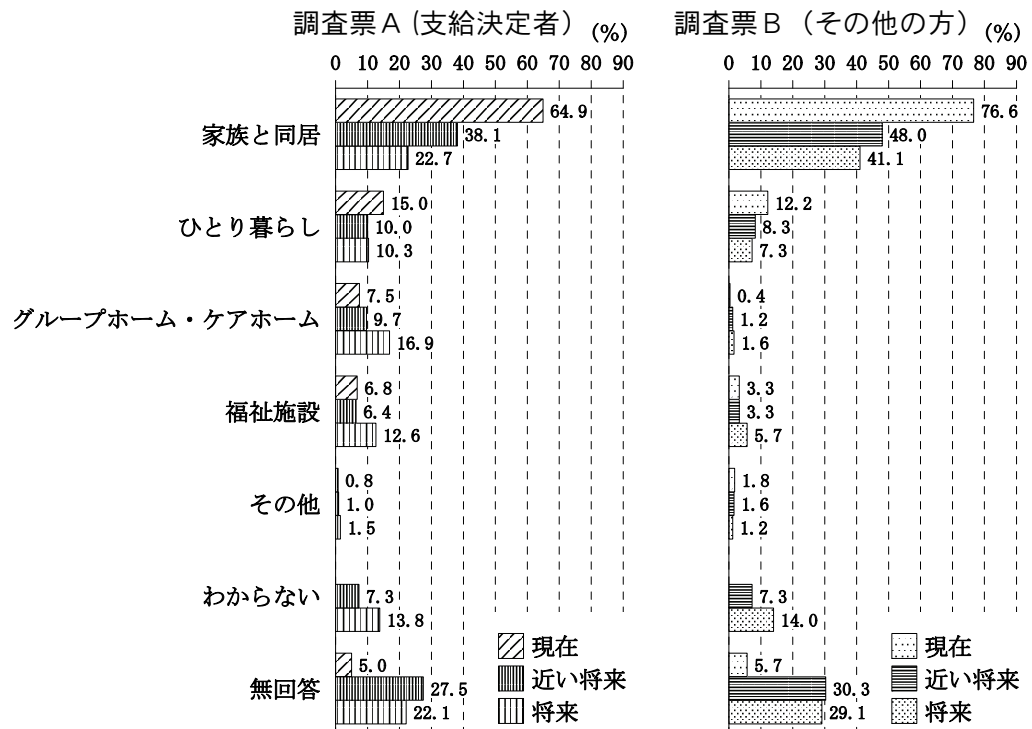


問10 介助や支援をしているのはどなたですか。(複数回答可)
そのうち、もっとも主たる介助者・支援者は。

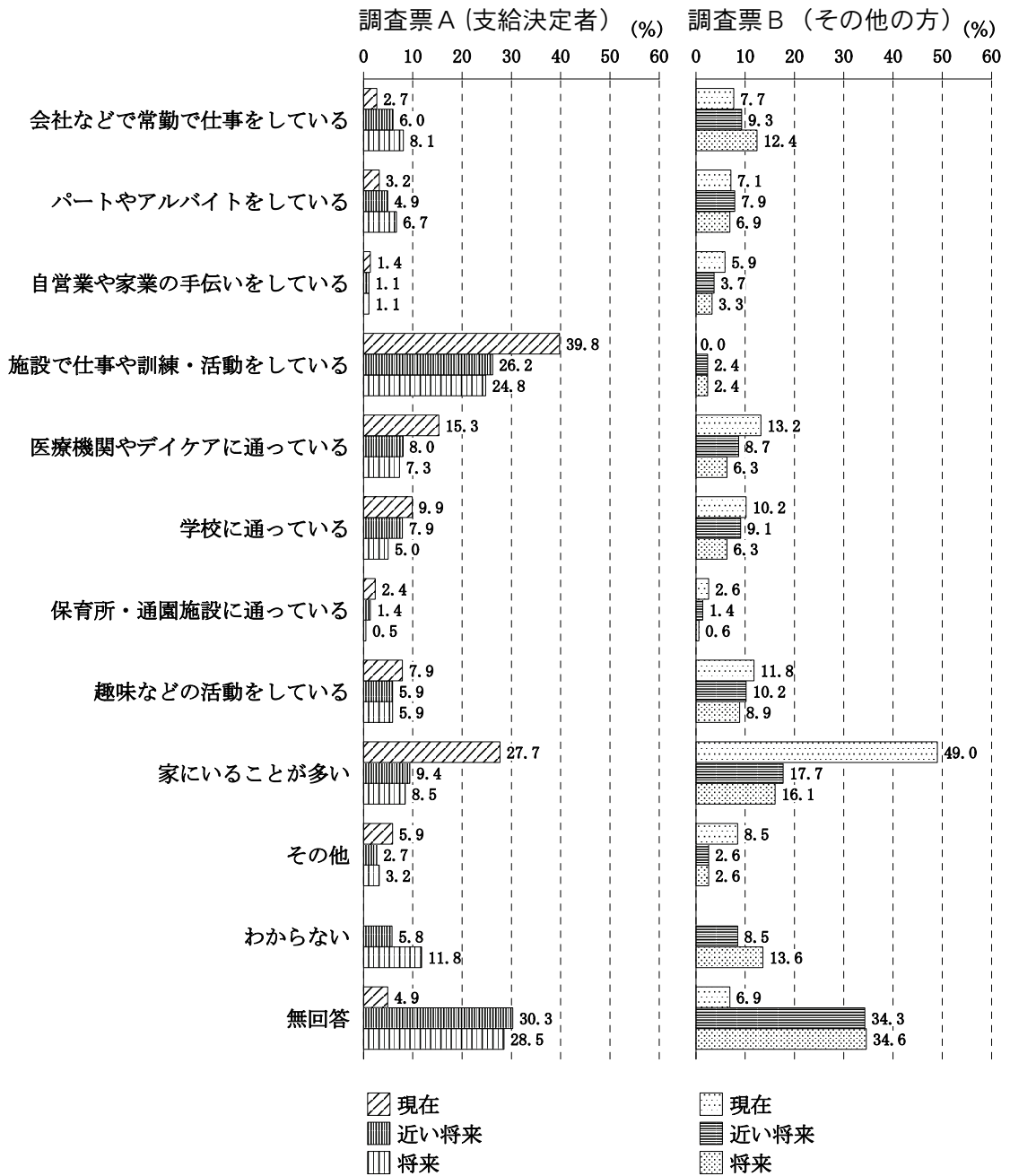


生活の場などの状況と今後の希望についてお聞きします。

問11 あなたの現在の住まい方は。また、今後、どのようにしたいと思いますか。



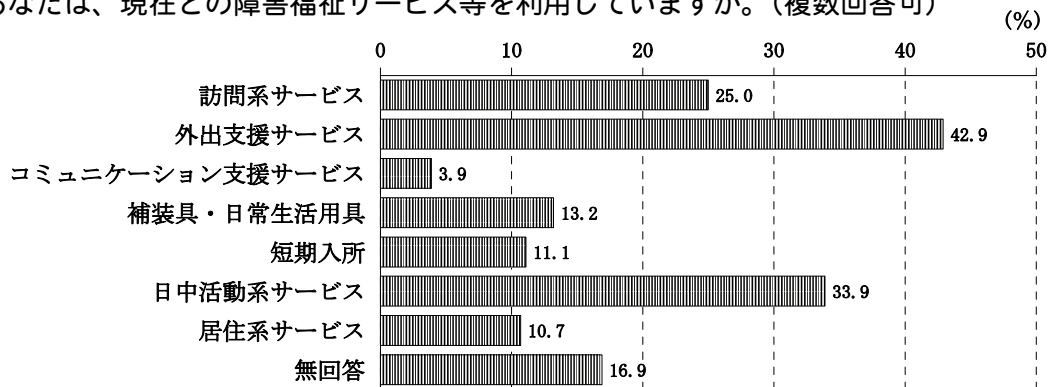
問12 あなたの現在のお仕事や平日の日中の過ごし方は。また、今後、どのようにしたいと思いますか。(複数回答可)



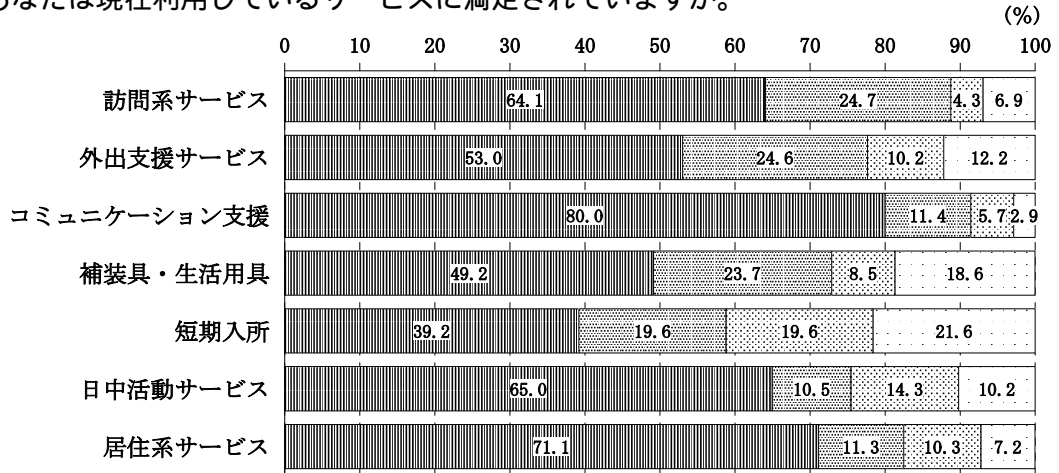
障害福祉サービスの利用状況と今後の意向についてお聞きます。

【調査票A（支給決定者）】

問13 あなたは、現在どの障害福祉サービス等を利用していますか。（複数回答可）



あなたは現在利用しているサービスに満足されていますか。

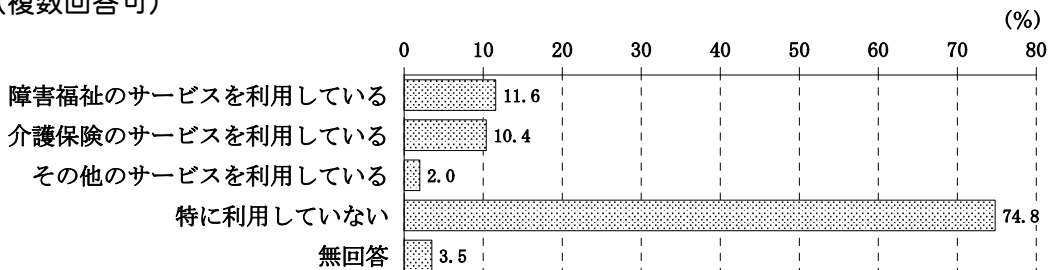


質・量ともに満足
 質は満足・量は不満
 量は満足・質は不満
 質・量ともに不満

※各サービスを利用している人での割合

【調査票B（その他の方）】

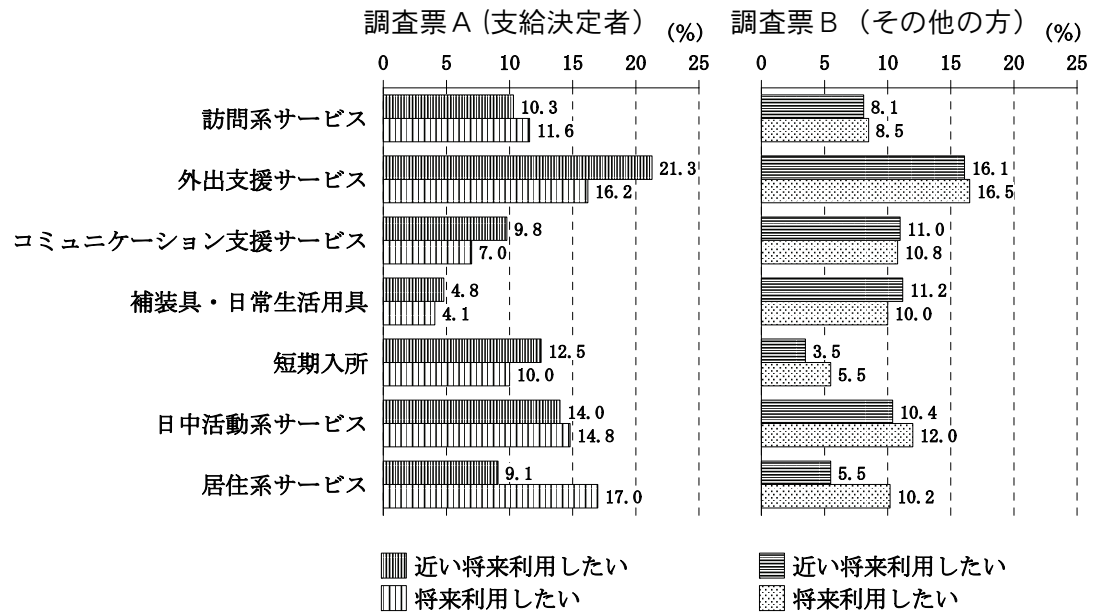
問13 あなたは、現在、日常生活における介助や支援を行うサービス等を利用していますか。（複数回答可）



問13-② 「特に利用していない」とお答えの方は、それはなぜですか。(複数回答可)

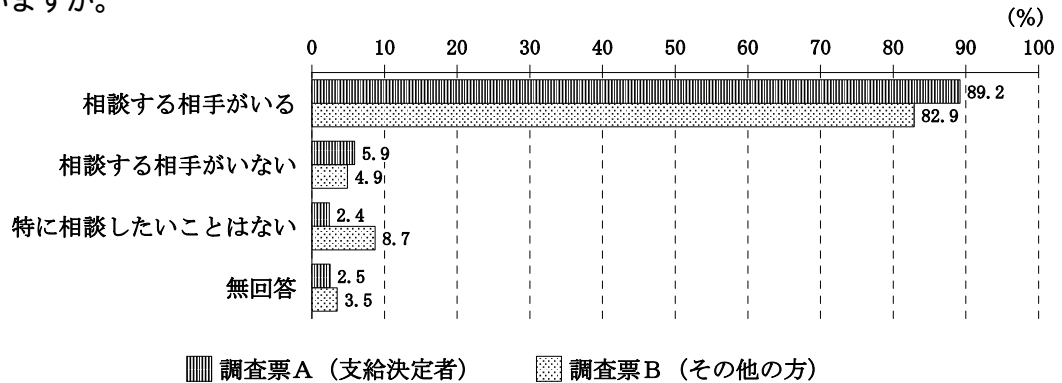


問14 あなたが現在利用されていないサービスで、今後、利用したいと思われるものがありますか。(複数回答可)

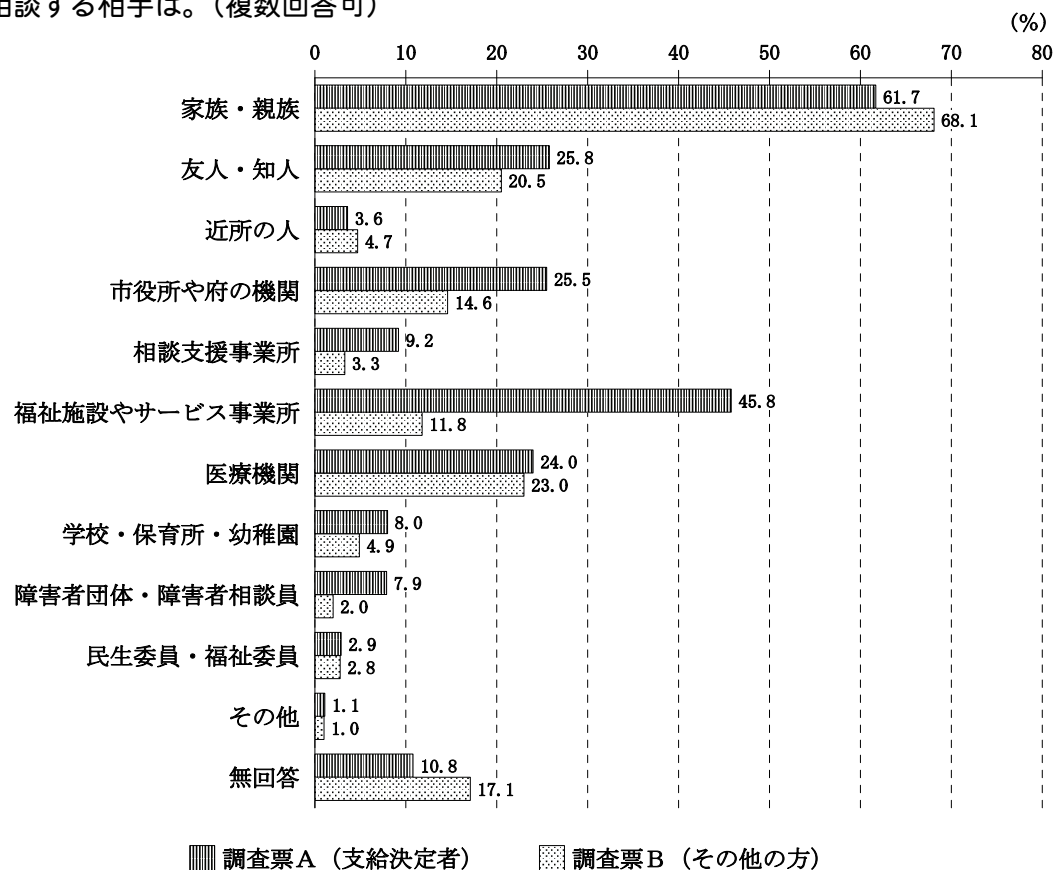


障害や生活に関する相談についてお聞きします。

問15 あなたやご家族などは、障害や生活に関して困ったことがあったとき、相談する相手がありますか。

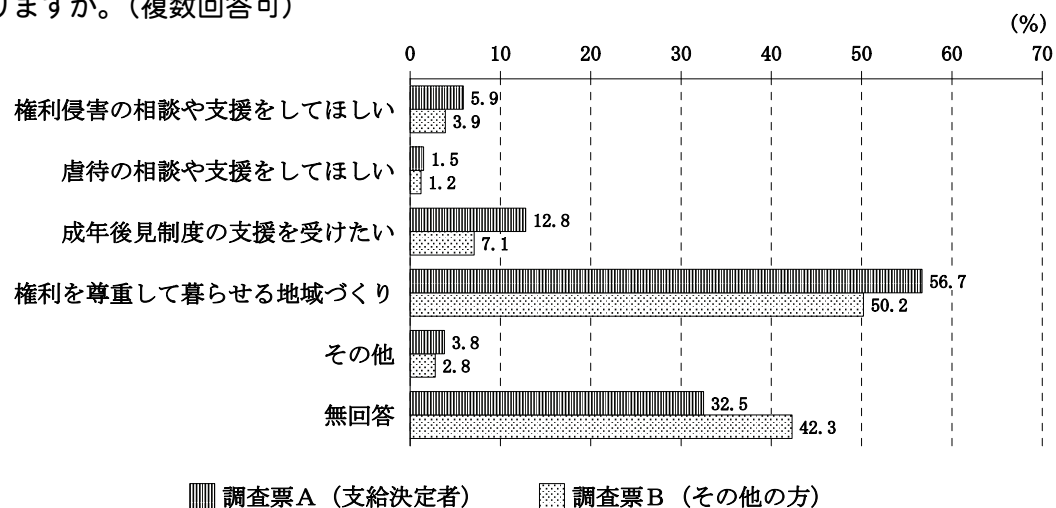


相談する相手は。(複数回答可)

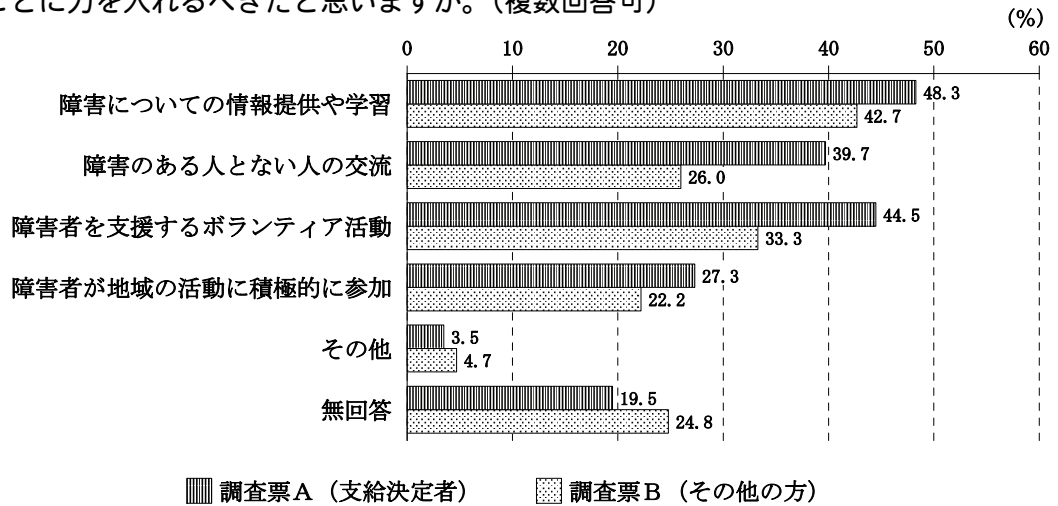


障害者施策の推進方策などについてお聞きします。

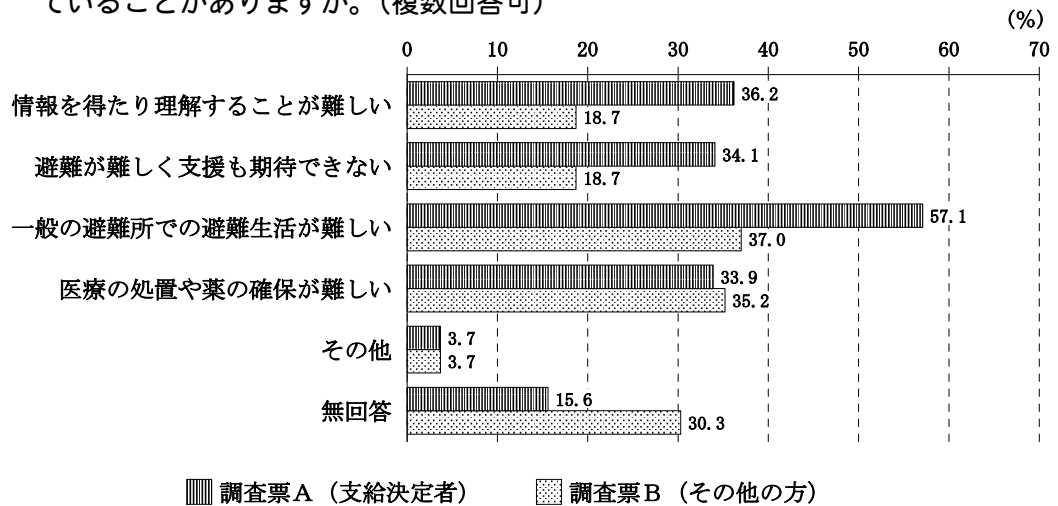
問16 障害のある人などの権利擁護に関して、あなたやご家族などが希望されていることがありますか。(複数回答可)



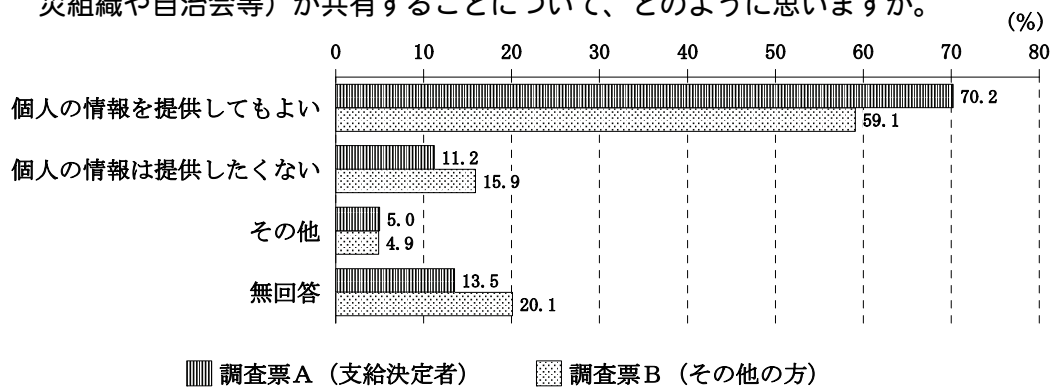
問17 障害のある人もない人も、みんなが支えあう地域づくりをすすめるうえで、どのようなことに力を入れるべきだと思いますか。(複数回答可)



問18-① 地震などの災害時の避難や緊急時の対応に関して、あなたやご家族などが心配されていることがありますか。(複数回答可)

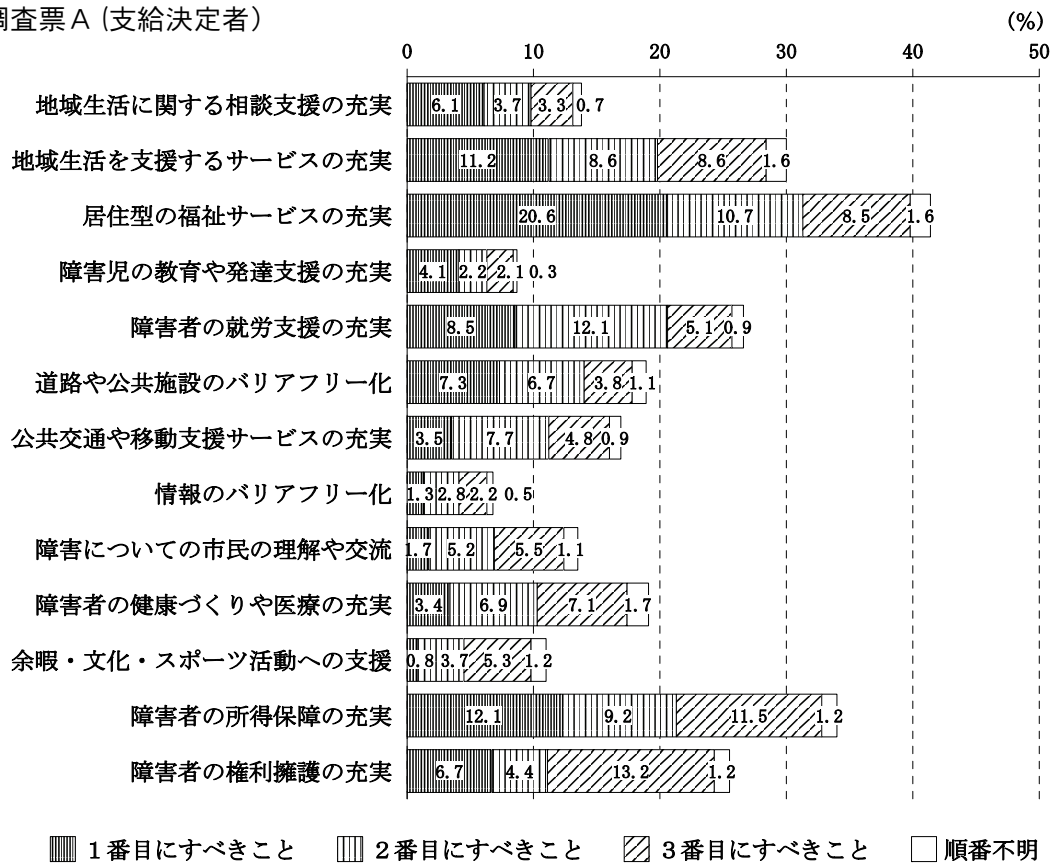


問18-② 災害時などの支援を行う体制をつくっていくために、だれが、どのような支援が必要かの情報を、プライバシーの保護に配慮したうえで関係機関や地域組織(自主防災組織や自治会等)が共有することについて、どのように思いますか。

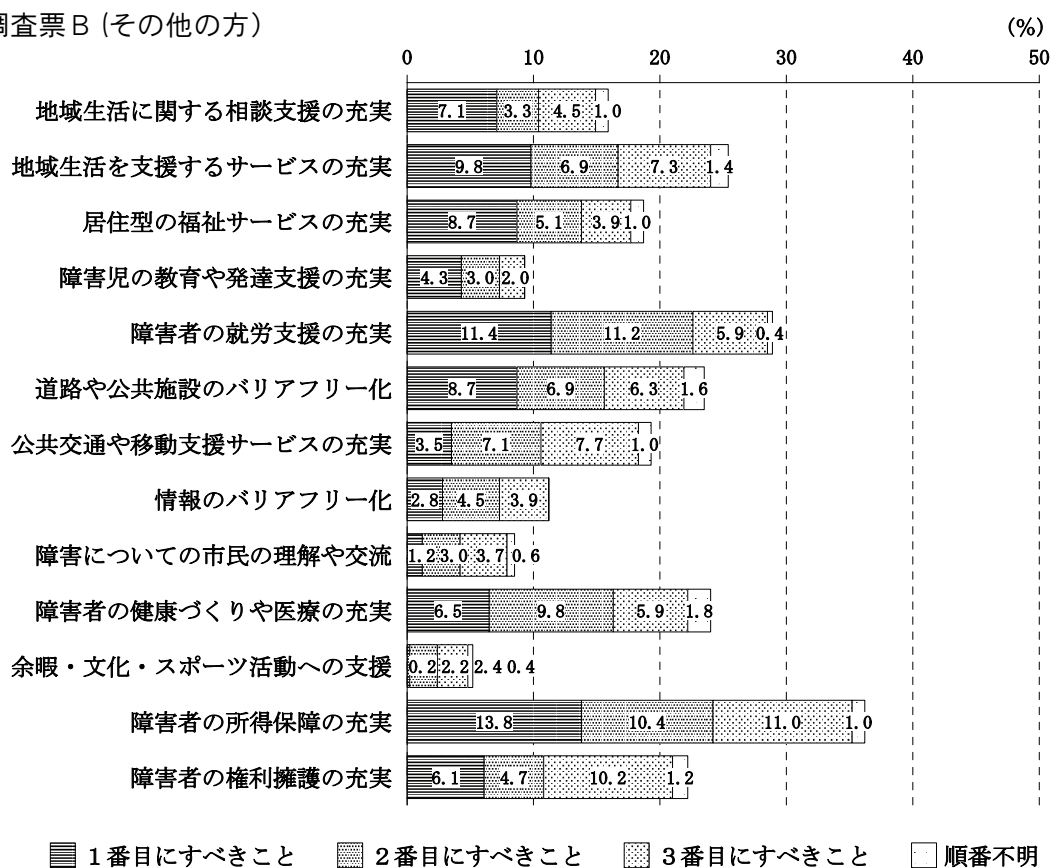


問19 障害者支援の取り組みのなかで、あなたやご家族が、ご自身のニーズをふまえて特に優先的にすすめてほしいと思われることは何ですか。
最も優先的にすすめてほしいものから順に3つを選んでください。

調査票 A (支給決定者)



調査票 B (その他の方)



問20 障害者施策等に関して、ご意見やご要望などがありましたら、自由にお書きください。

(末尾の[]内の数は類似する趣旨のご意見の数を示しています。)

○障害についての理解と支えあいの推進

(障害についての啓発と交流の推進)

- ・障害に対する理解がまだ不足している。もっと理解し、思いやりをもってほしい。[4]
- ・精神障害への理解がすすんでいない。偏見がある。[4]
- ・見た目でもわかりにくい障害への理解が少ないので、外出するのがつらい。
- ・電車などの公共の場でのマナーを高めてほしい。配慮してほしい。[2]
- ・健常者に障害者の気持ちを理解してもらうのは難しいと思う。[2]
- ・だれもが住みよいまちづくりのためにも、障害への理解をすすめる必要がある。
- ・交流を通じて理解できる場をつくってほしい。[2]

(福祉教育の推進)

- ・おたがいに思いやり、支えあう社会をつくりたい。[3]

(障害者を支援する地域福祉活動の推進)

- ・少しでも力を貸してほしい。
- ・緊急時には助けてほしい。

(当事者活動の推進)

- ・地域の活動に積極的に参加したい。[2]
- ・何か役に立ちたいのでボランティア活動などに参加したいが、させてもらえない。
- ・当事者どうしの活動ができる場を増やしてほしい。[3]
- ・障害者団体の活動に、一般の会員が参加しやすくしてほしい。

○快適で安全な生活環境整備の推進

(都市施設のバリアフリー化の推進)

- ・公共施設や道路のバリアフリー化をすすめてほしい。[4]
- ・節電のためにエスカレーターが止められていて、困ることがある。
- ・障害者が安心して外出できるように、モラルも高めてほしい。[2]

(障害者等に配慮した交通の充実)

- ・公共交通を充実してほしい。[3]
- ・駅の近くに、駐輪できるスペースがほしい。
- ・ガイドヘルプを充実してほしい。もっと柔軟に利用できるようにしてほしい。[5]
- ・移送サービスなどを充実してほしい。
- ・公共施設等のアクセスをよくしてほしい。

(情報のバリアフリー化の推進)

- ・公的な機関等では郵便物に点字を付けたり、手話の習得をすすめてほしい。[2]
- ・知的障害者のコミュニケーションを支援するサービスをつくってほしい。

(防災対策の推進)

- ・日頃からの災害への備えや訓練を充実してほしい。[2]
- ・災害時に支援が必要な人をきちんと把握してほしい。[2]
- ・災害時の避難を地域の人たちに支援してほしい。[2]
- ・災害の情報伝達や避難所でのコミュニケーション支援を充実してほしい。[2]
- ・一般の避難所には行けない障害者に配慮した福祉避難所を整備してほしい。[5]
- ・災害時にも必要な医療などが的確に受けられるようにしてほしい。

(交通安全対策の推進)

- ・目が不自由で暗くなると歩けないので、街灯を付けてほしい。

(徘徊行動がある人への支援の推進)

- ・コミュニケーションが難しいので、迷子になることがある。

○生涯を通じた発達と学習への支援の充実

(発達や療育を継続的に支援するしくみの構築)

- ・生涯の一貫した支援を充実してほしい。
- ・障害児の保護者を支援するサービスを充実してほしい。[2]

(早期療育と障害児の保育の充実)

- ・障害の早期発見と、一人ひとりにあった療育を充実してほしい。[4]
- ・あかつき・ひばり園の事業や体制をいっそう充実してほしい。[3]
- ・障害児の保育の受け入れや、子育て支援を充実してほしい。[3]

(特別支援教育の充実)

- ・地域の学校に通学できるよう、環境や体制、教育内容を充実してほしい。[6]
- ・支援学校を充実してほしい。[4]
- ・発達障害への理解と支援を充実してほしい。
- ・教員の体制や学習時間など、学習面のサポートを充実してほしい。[3]
- ・学校に行けなかった人が学ぶ機会をつくってほしい。
- ・放課後や夏休み等の長期休業の支援を充実してほしい。[3]
- ・学齢期にもコミュニケーションの訓練を受けられるようにしてほしい。

(生涯学習・スポーツ等の推進)

- ・さまざまな文化・スポーツ活動ができる場を充実してほしい。[9]

(自立に向けた支援の推進)

- ・自立に向けた訓練を受けたい。[3]

○就労や社会的活動への参加の推進

(就労に関する相談支援の充実)

- ・就労についての相談窓口を充実してほしい。[2]
- ・就労につなぐ支援を充実してほしい。[2]

(就労の場の確保)

- ・就労の場や機会を増やしてほしい。[3]
- ・企業等での障害者雇用を推進してほしい。[7]
- ・市などでの障害者雇用を拡充してほしい。[2]
- ・障害に応じて働ける場を増やしてほしい。[4]

(職場への定着のための支援の推進)

- ・職場で働き続けるための支援を充実してほしい。[2]

(福祉的就労の推進)

- ・新卒者数などをふまえて、作業所などを増やしてほしい。[6]
- ・作業所での支援内容や体制を充実してほしい。[4]
- ・作業所の仕事を確保するための支援を充実してほしい。
- ・工賃アップを推進してほしい。[2]
- ・すばる・北斗福祉作業所を充実してほしい。[2]

(日中活動の推進)

- ・日中活動の場を増やしてほしい。[2]
- ・重度の人や医療的なケアが必要な人の日中活動を増やしてほしい。[5]
- ・高次脳機能障害の人の日中活動の場を増やしてほしい。
- ・日中一時支援事業を充実してほしい。[2]

○身体とこころの健康づくりとリハビリテーションの推進

(健康の保持・増進への支援)

- ・健康づくりのための運動などができる施設が近くにほしい。[2]
- ・健康診断や健康相談等を充実してほしい。[3]

(障害のある人への医療の充実)

- ・地域の医療機関の障害への理解を深め、受診しやすくしてほしい。[4]
- ・障害に対応した医療を充実してほしい。[4]
- ・長期で入院できるようにしてほしい。

(リハビリテーション医療や機能訓練の充実)

- ・医療機関でのリハビリを充実してほしい。
- ・退院後に機能訓練や歩行訓練などができるところが、近くあるとよい。[5]

○情報提供と相談支援の充実

(情報提供の充実)

- ・利用できる制度やサービスがわからない。[9]
- ・利用できるサービス等が一覧できるものがほしい。[2]
- ・市から積極的に、多様な方法を用いて情報を届けてほしい。[8]
- ・情報が得にくい人や消極的な人に配慮した取り組みを充実してほしい。[4]

(多様な相談支援の場づくり)

- ・気軽に相談できる窓口がほしい。[3]
- ・いつでも相談でき、すぐに支援してくれる窓口がほしい。[4]
- ・サービス利用のための手続きの負担を少なくしてほしい。[5]
- ・更新の手続きを少なくしてほしい。[3]
- ・総合センターの利便性が低い。身近なところや郵送などで手続きできるようにしてほしい。[10]
- ・手続きにかかる時間を短縮してほしい。[2]
- ・市の窓口は知識不足やマニュアル的な回答など対応が悪いので、改善してほしい。[11]

(的確なサービス支給決定の推進)

- ・ニーズにあった支給決定をしてほしい。[2]

○生活を支援するサービスの充実

(生活や介護を支援するサービス等の充実)

- ・訪問介護の時間を増やしてほしい。24時間使えるようにしてほしい。[4]
- ・短期入所を近くで利用できるようにしてほしい。緊急時に使えるようにしてほしい。[18]
- ・慣れた環境のデイサービス等で宿泊や緊急時の預かりをしてほしい。[2]
- ・訪問入浴を充実してほしい。
- ・ゴミ出しの支援をしてほしい。
- ・スーパーなどで一時預かりをしてほしい。
- ・入院や通院時に使えるサービスを充実してほしい。[4]
- ・ニーズに柔軟に対応できるよう、サービスの対象や利用要件を緩和してほしい。[4]
- ・自立生活のためのサポートを充実してほしい。[3]
- ・障害の種別や程度に応じたきめ細かな支援をしてほしい。[4]
- ・発達障害、高次脳機能障害、難病などの人への支援を充実してほしい。[5]
- ・軽度であっても困っていることは多いので、支援の対象にしてほしい。[7]
- ・精神障害や知的障害への支援は遅れている。障害種別によるサービスの格差をなくしてほしい。
- ・サービスを提供する事業者・従事者の資質に問題がある。質を高めてほしい。[11]
- ・サービスの担い手を確保してほしい[4]

(家族介護者等への支援の充実)

- ・介護している家族の負担が大きい。サポートするサービスや家族への支援を充実してほしい。[7]
- ・家族が高齢化し、いつまで介護ができるか不安である。支援や施設を充実してほしい。[16]
- ・親亡き後の生活が不安である。もしものときの生活の支援を充実してほしい。[17]
- ・親亡き後の生活の場が心配である。グループホーム・ケアホームや入所施設を整備してほしい。[22]
- ・親亡き後の経済的な面での支援が不安である。[6]
- ・親亡き後に備えたい。相談にのってほしい。訓練の場がほしい。[4]

(余暇活動への支援の充実)

- ・余暇活動への支援を充実してほしい。[2]

(地域生活のための居住の場の確保)

- ・地域で生活するための住宅を確保できるようにしてほしい。[2]
- ・グループホーム・ケアホームで生活したい。整備を推進してほしい。[6]
- ・住宅改造への支援を充実してほしい。

(施設入所支援の充実)

- ・入所施設を整備してほしい。[8]
- ・グループホーム等での生活は困難なので、入所施設を利用したい。[3]
- ・入所施設かグループホーム・ケアホームを整備してほしい。[2]
- ・障害児施設の年齢超過児への対応をすすめる必要がある。

(年金・手当等の充実)

- ・自立して生活できるよう、年金や手当を充実してほしい。[13]
- ・無年金の人を支援してほしい。[3]
- ・家族の経済的な面での負担が大きい。支援してほしい。[6]

(経済的な負担の軽減)

- ・介護にかかる経済的な負担が大きい。負担を軽減してほしい。[8]
- ・交通費の負担を軽減してほしい。障害種別や等級による格差をなくしてほしい。[10]
- ・医療費の助成で助かっている。所得制限や制度などによる格差をなくしてほしい。[8]

○権利擁護に対する支援の充実

(権利擁護に関する相談・支援の推進)

- ・権利が侵害されている。権利をまもってほしい。[9]

(後見的支援の充実)

- ・成年後見制度を利用したい。[2]
- ・親が亡くなったときなどのための法的な支援のしくみをつくってほしい。

○障害者支援全般について

- ・高齢化社会を見据えて、福祉施策を充実してほしい。[3]
- ・障害者を支援する施策を充実してほしい。[12]
- ・障害者が自立できる社会にしてほしい。[7]
- ・生まれてきてよかったと思える社会にしてほしい。[2]
- ・他の自治体との格差をなくしてほしい。[2]
- ・現場の声を聞いて考えてほしい。
- ・行政はだれもがわかりやすい言葉を使ってほしい。[2]
- ・寝屋川市は障害者福祉が不十分である。[8]
- ・寝屋川市は障害者福祉がすすんでいる。[2]
- ・国の施策を充実、改善してほしい。[8]
- ・障害者手帳のしくみや使い勝手などを改善してほしい。[4]
- ・生活保護の不正受給をなくしてほしい。[2]
- ・障害福祉施策に感謝している。[6]

○アンケートについて

- ・不適切な設問がある。[2]
- ・設問がわかりにくい。[3]
- ・本人が入所しているので答えにくい。
- ・調査結果を活かしてほしい。[4]

用語説明

●アウトリーチ

窓口などで待つのではなく、支援を求めている人のところに向向いて相談や支援などを行っていく手法のことです。

●インクルーシブ

「包含する」という意味の言葉であり、障害の有無にかかわらず、あらゆる人を地域のなかに包み込み、個別のニーズに応じた必要な支援を提供しながら自立して生活できるようにしていくことで、すべての人が住みやすく、ともに暮らせる社会をめざす考え方で。

●NPO法人・営利法人

NPO法人は特定非営利活動法人のことで、営利を目的とせず市民活動や公共的な活動を行う民間組織のうち、法人格を取得したものをいいます。営利法人は営利を目的とした法人であり、株式会社をはじめとする会社等が含まれます。

●エンパワメント

自分自身をみつめ、一人ひとりが本来もっている“生活していくための力”を引き出すよう、支援や条件整備を行う取り組みです。

●オンブズパーソン（苦情調整委員）制度

市民の権利をまもるために、サービスなどに関する苦情を受け付け、中立的な立場で調査や勧告などを行う制度です。

●救急医療情報キット

救急活動に役立てることができるように、緊急のときに必要な医療情報などをカプセルに入れて冷蔵庫に保管しておくものです。寝屋川市では「命のカプセル『あんしん』」と名付け、ひとり暮らしや夫婦のみの世帯の高齢者や障害者手帳を所持している人に無料配布しています。

●QOL

「クオリティ・オブ・ライフ（Quality of Life）」の略で、一人ひとりの人生や生活の質のことを指します。

●ケアマネジメント

一人ひとりの状況に応じてサービスを組み合わせた計画（ケアプラン）をつくり支援するしくみです。

●高次脳機能障害

脳の損傷によって起こされるさまざまな障害のことをいい、主な症状として記憶障害、注意障害、遂行機能障害、行動と感情の障害などがあります。

●工賃倍増プロジェクト

「障害のある人がもっと働ける社会」をめざした障害者自立支援法の考え方にに基づき、授産施設等で働く人の工賃水準を引上げながら一般就労への移行を推進するために、大阪府は「工賃倍増

5か年計画」を策定しました。これを実現するために、事業所ごとに計画を作成し支援するための取り組みがすすめられています。

●コーディネート

関係する各々の人や機関等の調整を図り、全体としてうまくいくように整えることです。

●コミュニティソーシャルワーカー

暮らしに関わるさまざまな課題のために福祉的な支援が必要な人への相談・支援を、地域に密着した視点で行う専門職です。

●支援費制度

社会福祉基礎構造改革の一環として、行政がサービスを決定する措置制度を改め、利用者が選択し、事業者と契約して利用する制度が平成15年度に導入されました。なお、平成18年度からは障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等に移行しました。

●支給決定ガイドライン

障害者自立支援法では、心身の状況（障害程度区分）、社会活動や介護者、居住等の状況、障害福祉サービス等の利用意向、訓練・就労に関する評価に基づいて市町村がサービス支給の要否や支給量を決定しますが、その基準となるものです。

●社会福祉基礎構造改革

戦後期に形成されたわが国の社会福祉のしくみを、社会の変化にともなう福祉ニーズの多様化に対応させるための一連の制度改正のことをいい、平成12年に社会福祉に関する事業についての基本的な事項を定めた社会福祉法が改正されました。また、平成12年には介護保険制度も導入され、障害者福祉の分野では平成15年度から支援費制度が導入されました。

●若年性認知症

18～64歳で発症する認知症の総称で、アルツハイマー型認知症や脳血管性認知症など、さまざまな種類のものがあります。

●障害者基本法

障害者の自立と社会参加の支援等に関する施策の基本的理念と基本事項を定めた法律です。平成23年6月に改正され、法律の目的や障害者の定義なども含めた見直しが行われました。

●障害者虐待防止法

障害者に対する虐待を禁止し、虐待の予防と早期発見、虐待を受けた障害者の保護や自立支援のための措置、養護者の負担軽減等に関する施策を推進するために、平成23年6月に制定されました（平成24年10月から施行されます）。

●障害者権利条約

障害者への差別を禁止し、すべての権利が障害者にも等しく保障されるよう、原則とさまざまな分野についての規定を定めた条約が平成18年に国連で採択されました。各国で批准に向けた国内法の整備がすすめられており、わが国でも障害者基本法の改正や障害者自立支援法に代わる新たな法律の制定をはじめとする障害者制度改革が推進されています。

●障害者自立支援法

地域生活と就労をすすめる自立を支援するよう、障害種別ごとだった福祉サービス等を一元化して提供するための法律で、市町村・都道府県が障害福祉計画を策定することや費用負担などが定められています。平成25年8月までに廃止され、新たな法律が実施されることになり、その間に地域生活支援等をすすめるための「整備法」が制定されました。

●小地域ネットワーク活動

おおむね小学校区ごとに設置されている校区福祉委員会が中心となり、住民による見守り・声かけやサロン活動などを通じて、だれもが安心して暮らせるよう支援する活動が行われています。

●自立支援協議会

相談支援事業を適切に実施するとともに、関係機関のネットワークを構築し、障害のある人の地域での自立生活を支援する体制を整備するよう、寝屋川市では保健・医療・福祉、教育、就労等の関係機関・団体等で設置しており、全体会と専門部会・ワーキング、プロジェクトチームで協議を行います。

●スキル

訓練して身につけた技能のことです。

●スーパーバイズ（スーパービジョン）

支援者の力量を高めていくために指導や助言を行うことをいいます。一般的には経験・能力・技術などが高い人が助言者となって行いますが、対等な立場の人どうしで助言しあうピアスーパービジョンも行われます。

●成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分ではない人の財産管理や契約行為などを支援する制度で、判断能力などに応じて「後見」、「保佐」、「補助」の3類型があります。

●セーフティネット委員会

制度の狭間にあたり複合的なニーズなどのために解決しにくい課題に対して、関係者が集まって協議し、役割を分担しながら問題解決にあたるネットワークとして、ワガヤネヤガワちいきふくしプラン（地域福祉計画）に位置づけています。

●セルフプラン

障害福祉サービスの支給決定や利用の際に用いられるサービス等利用計画は、利用者自身が作成することができます。この計画をセルフプランと呼びます。

●地域子育て支援センター

親子の出会いと交流の場となるとともに、子育て相談や育児教室などを行うことで地域での子育てを支援する機関として、寝屋川市では市内の3か所の保育所に併設して設置しています。また、こどもセンター（おやこほっとステーション）も設置しています。

●地域福祉

だれもが地域とつながりをもって自立して暮らせるよう支援するために、市民一人ひとりが主役となり、団体、事業者、行政などの地域のあらゆる力をあわせていく新しい福祉の理念としくみ

です。

●地域包括支援センター

高齢者の保健と福祉を包括的に支援するよう、健康な生活を維持するための介護予防の取り組みや、高齢者・家族等に関する権利擁護なども含めた相談・支援を、関係機関やケアマネジャー等と連携してすすめるうえでの中核となる機関です。

●デジター再生機

図書をCD-ROMに録音し、長時間の録音ができるとともに目次検索や読みたい箇所の出出しなどができるようにしたデジター図書を再生する機械です。デジター図書はパソコンでも聞くことができます。

●難病

原因不明、治療が困難で、経過が慢性にわたるため介護等が必要な疾患のことをいいます。このうち、後遺症を残し社会復帰が極度に困難（もしくは不可能）で、医療費も高額で経済的な問題や介護等の負担の大きい疾病を「特定疾患」といいます。

●日常生活自立支援事業

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が十分ではない人の福祉サービスの利用や日常的な金銭管理を支援するサービスです。

●発達障害

先天的なさまざまな要因によって、主に低年齢において発達の遅れや歪みなどが発現する障害で、一般的には知的障害を伴わない発達障害のことをいいます。高機能自閉症やアスペルガー症候群などの広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などがあります。

●パブリックコメント

行政機関が計画や政策の決定を行う際に、事前に原案を公表して市民の意見や情報提供を求める制度です。

●バリアフリー

障害のある人などの社会参加を妨げている、段差などの物理的なバリア、情報や制度のバリア、人々の意識上のバリアなどをなくしていくことをいいます。また、バリアフリーの考え方を超えて、だれもが使いやすいものをつくり、人々の意識を変えていこうという「ユニバーサルデザイン」の考え方も出てきています。

●ピアカウンセリング・ピアサポート

同じ立場の人たちが支えあう活動をピアサポートといいます。そのひとつであるピアカウンセリングは、同じ障害をもつ人がカウンセラーとなって相談を行うことをいい、相談する人・受ける人のお互いの自立をすすめるうえで意義のある取り組みです。

●福祉避難所

介護や支援などが必要なため、災害時に一般の避難所で過ごすことが難しい高齢者や障害者などを受け入れてケアするよう、指定された施設のことをいいます。

●プロジェクトチーム

ある目的を達成するために共同で作業を行う、横断的なチームをいいます。

●まちかど福祉相談所

身近な相談と専門機関への橋渡し、地域住民の交流、福祉サービスやボランティア活動に関する情報提供を行う地域の拠点として、社会福祉協議会と校区福祉委員会が連携して設置しています。

●モニタリング

日常のかつ継続的な点検を行っていくことをいいます。障害者自立支援法の「整備法」では、相談支援が強化され、すべてのサービス利用者を対象としてサービス等利用計画を作成し、一定の期間ごとに利用状況を検証して、見直しを行っていくことになりました。

●ライフステージ

人の一生を乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期などに分けた、それぞれの場面をいいます。

寝屋川市障害福祉計画（第3期計画）

平成24年3月

編集・発行 寝屋川市保健福祉部障害福祉課

〒572-8533 寝屋川市池田西町28番22号
（市立総合センター2階）

TEL 072-824-1181 FAX 072-826-1860

この冊子は500部作成し、1部あたりの印刷単価は357円です。

